

奈良県告示第五百二十二号

平成二十五年三月奈良県告示第三百八十九号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）は、平成三十一年三月三十一日限り廃止する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾